

令和8年度第1回幕別町国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時

令和8年4月23日(木) 午後6時30分から午後7時40分まで

2 場 所

役場3階AB会議室

3 出席者(敬称省略)

赤坂 勇介、宮本 真由美、渡邊 洋路、越智 琢司、勝山 格、杉山 月水、古田 光子、横山 宏

(欠席者 村松 晋)

※ 規則第4条第3項の規定により、条例第2条の2各号(被保険者、保険医、公益代表)に掲げる委員の各1名以上を含む過半数の出席があることから会議は成立。

事務局～白坂住民生活部長、佐々木住民課長、吉仲保健課長、宮北健康推進係長
国保医療係：宮下、合田、土谷、小林

4 会 議

① 開会

(佐々木課長)

それでは、会議に入りたいと思います。本日、村松委員が欠席されていますが、幕別町国民健康保険条例施行規則第4条第3項の規定により、会議が成立していることを報告申し上げます。会長が選任されるまでの間は、飯田町長が議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

② 議件等

(1) 議案第1号 幕別町国民健康保険運営協議会会長の選任について

(飯田町長)

それでは、「議案第1号 幕別町国民健康保険運営協議会会長の選任について」を議題といたします。事務局から説明してください。

(宮下係長)

国民健康保険運営協議会につきましては、国民健康保険法において、国保事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置くことと規定されており、市町村長の附属機関となるものであります。

協議会の委員につきましては、国民健康保険法施行令の規定により、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員、各同数をもって組織することと規定されており、委員の定数につきましては、幕別町国民健康保険条例により、それぞれの区分に3名ずつ、合計9名で組織することとしております。

また、国民健康保険法施行令において、委員の任期は3年とし、協議会に、会長1名を置くこととされ、公益を代表する委員のうちから選挙することと規定されているところであります。

これらを踏まえまして、議案書表紙裏面の委員名簿をご覧ください。

こちらは、幕別町国民健康保険運営協議会の委員名簿となりますが、公益を代表する委員といたしましては、新たに委員となりました杉山委員、古田委員、横山委員の3名であります。

このことから、幕別町国民健康保険運営協議会の会長1名につきましては、この3名の中から選任いただくこととなります。

説明は以上となります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

(飯田町長)

ただいま説明申し上げましたが、この件に関してご質問があればお伺いします。

(質疑なし)

(飯田町長)

なければ、どのような方法で選任したらよろしいかお諮りをいたします。

(古田委員)

推薦で良いと思います

(飯田町長)

ただ今、古田委員から推薦とのご提案がありましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(飯田町長)

それでは、推薦によって選任をしたいと思います。どなたか推薦をお願いします。

(古田委員)

横山委員を推薦します。

(飯田町長)

他にございませんか。

それでは横山委員というご意見がありましたが、他にありませんので、横山委員を会長に選任することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(飯田町長)

それでは、横山委員よろしく願いいたします。

※ 飯田町長より諮問

(佐々木課長)

それでは、会長が決まりましたので、ここで、国民健康保険法及び幕別町国民健康保険条例施行規則に基づき、飯田町長から「幕別町国民健康保険税条例」の一部改正について、諮

問をさせていただきます。

(諮問)

飯田町長から横山会長へ諮問書を交付

(佐々木課長)

飯田町長につきましては、ここで退席いたします。

(飯田町長退席)

※ 職員照会

(佐々木課長)

次に、人事異動に伴い、事務局職員の異動がありましたので、紹介をさせていただきます。

(白坂部長から順に自己紹介)

(佐々木課長)

以降の議事進行につきましては、会長にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

※ 会長挨拶

(横山会長)

皆さんこんばんは。先ほどご推薦をいただいたとおり、図らずも会長という重職を担うことになりました。

委員の皆さんは、素晴らしい方ばかりの中、私のような者がと足が震える思いですけれども、何とかスムーズな会の運営に尽くしていきたいと思いますので、皆さんご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、改選後初めての会であります。新しく入ってきた方もおられますので、赤坂委員の方から、時計回りで順次、自己紹介をお願いしたいと思います。

※ 委員自己紹介

(赤坂委員から順に自己紹介)

(2) 議案第2号 幕別町国民健康保険運営協議会会長職務代理者の選任について

(横山会長)

それでは、「議案第2号 幕別町国民健康保険運営協議会会長職務代理者の選任について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(宮下係長)

会長職務代理者につきましては、会長に事故があったとき、その職務を代行していただくこととなります。会長職務代理者の選任にあたりましては、会長の選任に準じて、公益を代表する委員のうちから1名を選任することとなります。

このことから、公益を代表する委員のうち、先ほど決定いたしました横山会長を除く杉山

委員、古田委員の2名から選任していただくこととなります。

説明は以上となります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

(横山会長)

ただ今、事務局から説明がありました。会長職務代理者は、公益代表委員から選任することとなりますが、会長職務代理者の選任につきまして、どのような方法で行ったらよろしいでしょうか。

(宮本委員)

会長指名が良いと思います

(横山会長)

ただ今、宮本委員より会長指名との提案がありましたので、会長職務代理者は、古田委員にお願いしたいと思います。

③ 会議録署名委員の指定

(横山会長)

次に、次第3、会議録署名委員の選出ですが、事務局から説明をお願いします。

(佐々木課長)

慣例によりまして、委員名簿の順に2名をお願いしており、今回は、赤坂委員と宮本委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(横山会長)

それでは赤坂委員と宮本委員をお願いします。よろしくお願いいたします。

④ 議件等

(1) 報告第1号 令和7年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて

(横山会長)

事務局から説明をお願いします。

(宮下係長)

それでは、報告第1号「令和7年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて」ご説明させていただきます。議案書3ページをご覧ください。

はじめに、令和7年度歳入の決算見込みについてであります。上段の歳入予算総括表の②の欄をご覧ください。

3月補正後の予算額の計が28億6,846万円に対しまして、決算見込額③の欄の計が27億7,473万8千円、比較増減③-②の欄の計、9,372万2千円減の決算見込みであります。

次に4ページをご覧ください。

歳出の決算見込みについてであります。歳出予算総括表の②の欄をご覧ください。

3月補正後の予算額の計が、28億6,846万円に対しまして、決算見込額③の欄の計が27億5,967万4千円、比較増減③-②の欄の計、1億878万6千円減の決算見込みであります。

歳入・歳出における主な増減理由についてであります。はじめに4ページ、歳出予算総

括表の上から2つ目の「2 保険給付費」につきましては、被保険者数の減等により、主に療養給付費が抑えられ、比較増減③-②の欄に記載のとおり1億789万円と大きく支出の減となっております。

これに伴い、保険給付費に要した費用は、北海道から歳入されることとなりますので、3ページの、歳入予算総括表の上から2つ目の「2 道支出金」においても、比較増減③-②の欄に記載のとおり9,355万2千円と大きく収入の減となっております。

このほか、歳入予算総括表の「1 国民健康保険税」については、当初予算額①の6億5,427万5千円に対して、3月補正後の②の予算額6億4,427万5千円、比較増減②-①は、1,000万円の減であります。3月補正予算において、被保険者数の減少などにより国民健康保険税が当初予算額から減収となる見込みでありましたことから、国民健康保険税の減額補正を行うとともに、その不足分を国民健康保険基金から繰入れを行うため、上から4つ目の「4 繰入金 2 基金繰入金」に追加したものであります。

なお、歳入面におきましては、先ほど申し上げましたとおり、被保険者数の減少などにより国民健康保険税が減収となる見込みでありましたことから、その不足分を国民健康保険基金から繰入れを行ったことにより、結果として4ページの左下の黒枠のとおり歳入歳出の差引額は1,506万4千円の余剰となる見込みであります。

この剰余金の取扱いにつきましては、国への返還金を除いた額を国民健康保険基金へ積立てし、令和12年度から実施予定の「保険料水準の統一」による影響などを見据え、庁内でも十分に協議した上で適切に運用してまいりたいと考えております。

以上で、「令和7年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて」の説明とさせていただきます。

(横山会長)

ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見等はございますか。

(質疑なし)

(横山会長)

質疑がなければ、次の報告第2号に移りたいと思います。

(2) 報告第2号 令和7年度 幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について

(横山会長)

事務局から説明をお願いします。

(宮下係長)

報告第2号「令和7年度 幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について」ご説明させていただきます。議案書5ページをご覧ください。

上の表の「特定健康診査及び特定保健指導実施率」の表の黒い太枠をご覧ください。

左の欄に記載しております特定健康診査の実施率は、令和8年2月末現在となりますが、48.48%と、前年度と比較いたしますと、1.03ポイントの増であります。

下の表が「幕別町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画」に掲げる目標値となりますが、中段あたりの右端に太枠で囲っている令和7年度の目標値52%を下回る見込みとなっております。

令和7年度は、受診率向上に向けて例年実施しております国保データベースシステムの独自分析を活用した受診勧奨通知に加え、集団健診受診履歴、個別特定健康診査受診履歴、任意受領データ提供履歴から対象者を抽出し、個別に保健師による電話勧奨を実施しております。また、新聞折り込みチラシによる周知や、費用対効果の高い任意受領データ提供における普及啓発への取組みも行っております。その一方、これまで健診受診習慣のあった対象者の後期高齢者医療制度への加入移行、任意受診となる人間ドックとの併用受診による特定健診受診者数の減少が目標値を下回る要因となったものと捉えております。

次に、上段の右の欄に記載しております特定保健指導実施率は、令和8年2月末現在となりますが66.89%と、前年度と比較いたしますと、11.13ポイントの増であります。

下の表の下段あたり右端に太枠で囲っている令和7年度の目標値の60%を上回る見込みとなっております。

令和7年度においては、昨年から引き続き、個別特定健康診査による特定保健指導対象者への個別勧奨を積極的に実施したことで、前年度と比較するとポイント増となっており、目標値を上回ったものと捉えております。

今後とも、引き続き受診していただきやすい環境づくりやデータ受領を促進する体制の整備を図るとともに、特に、若年世代の受診率が低い傾向にあるため、同世代の受診習慣に結び付くような取組を進めてまいりたいと考えております。

以上で、「令和7年度 幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について」の説明とさせていただきます。

(横山会長)

ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見等はございますか。

(質疑なし)

(横山会長)

質疑がなければ、次の報告第3号に移りたいと思います。

(3) 報告第3号 令和8年度 幕別町国民健康保険特別会計予算について

(横山会長)

事務局から説明をお願いします。

(宮下係長)

報告第3号「令和8年度 幕別町国民健康保険特別会計予算について」ご説明させていただきます。議案書6ページをご覧ください。

令和8年度の幕別町国民健康保険特別会計予算であります。歳入歳出それぞれ総額は、27億9,547万5千円、前年度の当初予算額と比較して、6,295万8千円減、率にして2.2%の減であります。

はじめに、中段の歳出の表をご覧ください。

「1 総務費」になりますが、右端の増減欄をご覧ください。前年度予算と比較しまして、44万7千円の減であります。

次に、「2 保険給付費」であります。

本町における被保険者数や療養等に要する費用を推計いたしました結果、前年度予算と比

較しまして、3,140万2千円の減であります。

年間平均の被保険者数となりますが、令和6年度は5,341人、令和7年度は5,156人で、185人の減となっており、令和8年度も同様に減少するものと見込み予算計上したところであります。

次に、「3 国民健康保険事業費納付金」であります。

こちらは、北海道において、道内の市町村全体で必要となる医療費等を試算した結果に基づくものであり、本町としては、前年度予算と比較して、3,245万3千円の減であります。

減少となった主な要因といたしましては、北海道全体の保険給付費が減となったことにより、その結果として、各市町村で負担する納付金が減となったものであります。

次に、「4 保健事業費」であります。前年度予算と比較して、119万円の増であります。

令和3年度から市町村国保ヘルスアップ事業を活用し、レセプト・健診結果等を分析し、糖尿病性腎症重症化予防事業や服薬情報通知事業の医療費適正化事業に取り組んでいるところであり、本年度も同様に国保ヘルスアップ事業委託料として予算を計上しております。

次に、上段の歳入の表をご覧ください。

「1 国民健康保険税」になりますが、右端の増減欄をご覧ください。

後ほど改めてご説明いたしますが、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、令和8年度から新たに被保険者から徴収することとなります、子ども・子育て支援納付金が創設されたことなどにより、前年度予算から2,709万8千円の増となっております。

次に、「2 道支出金」であります。歳出の保険給付費が減となったことに伴い、前年度予算から4,249万1千円の減となっております。

次に、「4 繰入金」であります。前年度予算から4,756万5千円の減であります。下の表「一般会計繰入金の推移」をご覧ください。

こちらは、一般会計からの繰入金をそれぞれの区分別にお示しをしたものです。

これら一般会計からの繰入金合計2億4,929万5千円と本町における納付金額の増額に伴う財源不足分として国民健康保険基金から3,042万1千円、合わせて2億7,971万6千円を上段の歳入の「4 繰入金」の欄に本年度予算計上しています。

今後におきましても、国民健康保険の健全な財政の運営を図るべく、引き続き、保険者としての収納対策、医療費の適正化対策及び健康増進の取組を推進してまいりたいと考えております。

以上で、「令和8年度 幕別町国民健康保険特別会計予算について」の説明とさせていただきます。

(横山会長)

ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見等はございますか。

(質疑なし)

(横山会長)

質疑がなければ、次の議案第3号に移りたいと思います。

(4) 議案第3号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

(横山会長)

事務局から説明をお願いします。

(宮下係長)

議案第3号「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」ご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、大きく3点ございます。

1点目は、子ども・子育て支援金制度の創設、

2点目は、統一保険料に向けた税率の見直し、

3点目は、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の見直しについてであります。

順にご説明しますので、初めに資料1「子ども・子育て支援金制度の導入について」をご覧ください。

資料1ページ、「1. 子ども・子育て支援金制度とは」から3ページの「3. 子ども・子育て支援金制度の理念・意義など」についてですが、令和8年度から開始される「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業から支援金を徴収し、それによる子育て世代に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する制度となっています。

医療保険者は、従来の医療保険の保険料等と合わせて、子ども・子育て支援金を被保険者から徴収し、支援納付金として国へ納付することとなります。

支援金が充てられるのは、1ページ中段と2ページに記載があります6つの事業で、法律により定められています。これらの事業の推進により、子ども一人当たり平均約146万円の給付改善額となることが国から示されています。

次に、資料4ページ、「4. 国民健康保険税について」ですが、図にありますとおり、現行の賦課方式である医療分、後期高齢者支援金分、介護分の3つの区分に加えて、新たに「子ども・子育て支援金分」も合わせて、国保税として徴収することになります。

なお、これらを賦課する際には、これまで国保税を算定する際に適用していた、低所得者に対する軽減、被保険者支援金額に限度額を設けるなど、現行の医療保険制度に準ずる形で実施し、さらに、図の吹き出し部分にも標記しておりますが、年度内に18歳に達するまでの被保険者については、10割の軽減措置があることが示されています。

次に、資料5ページ、「5. 被保険者への影響について（国の試算）」についてですが、国から示されている支援金の徴収額は、加入者一人当たりの平均月額として、表のとおり見込まれております。令和8年度では、国民健康保険の被保険者は月額平均250円となりますが、令和10年度までの3年間で段階的に引き上げられることが示されています。

以上が、今年度から開始される「子ども・子育て支援金制度」の概要となります。

続きまして2点目の統一保険料に向けた税率の見直しについて、ご説明いたします。資料2「幕別町国民健康保険税の税率について」をご覧ください。

令和6年度から本協議会において、令和12年度の統一保険料を見据えた今後の税率の見直しについてご説明をさせていただいておりますが、北海道より令和8年度北海道国民健康保険事業費納付金算定における令和12年度の統一保険料率が新たに示されましたことから、改めてこれまでの協議会でお示した考え方に沿って試算を行い、令和8年度の税率を算出したものであります。本資料は、これまでの協議会で配付した資料の一部を抜粋し、更新したものとっております。

はじめに、1ページの「国民健康保険制度について」の概要を説明させていただきます。

「国民健康保険の単位化について」であります。

北海道は、財政運営の責任主体として、国民健康保険運営の中心的な役割を担う一方、市

町村は、地域住民と身近な関係にあるという特性から、保険資格の管理や保険給付、保険料率の決定・賦課・徴収、保健事業など、地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担うなどのすみ分けをいたしまして、北海道と市町村が一体となって、国民健康保険事業を運営することとなっております。

北海道と市町村のそれぞれの役割になりますが、北海道は、道内の統一的な運営方針として「国民健康保険運営方針」を定め、市町村が担う事務の効率化や標準化、広域化を推進するとともに、財政運営の責任主体として、市町村ごとの「国民健康保険事業費納付金」の決定や、「標準保険料率」の算定・公表を行っており、市町村は、北海道が示す標準保険料率を参考に保険料率を決定し、保険税を賦課・徴収して、北海道に納付金を納付することとなります。以上が、現状の国民健康保険制度の概要となります。

2 ページをご覧ください。

続きまして、「保険料水準の統一について」であります。一つ目の項目になりますが、「保険料水準の統一」とは、全道どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料や保険税、これ以降、本町は税方式を採用しておりますので「保険税」と表現いたしますが、同じ保険税の負担となる、といった意味であります。

二つ目の項目になりますが、国のガイドライン等では、市町村間の保険税の違いなど、市町村国保が抱える構造的な課題に対応し、負担の公平化を進めるため、将来的に「保険料水準の統一」を目指すこととしておりまして、国民健康保険法の改正により、中段に該当条文を抜粋して掲載しておりますが、第82条の2の規定により、都道府県が定める国民健康保険運営方針において、保険料水準の平準化に関する記載を義務付けております。

三つ目の項目になりますが、二つ目の項目で説明いたしました国のガイドライン等を受けまして、令和6年3月に改定いたしました「北海道国民健康保険運営方針」において、「令和12年度を目途に保険料水準の統一を目指す」と明記されたところであります。

最後、四つ目の項目になりますが、令和12年度の保険料水準の統一を見据え、段階的に保険料率の見直しを行う方針としたところであります。

3 ページになります。

「統一保険料率と現行税率について」であります。国民健康保険税は、表の左側から、医療分、いわゆる基礎課税額と、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の3つの区分で構成されており、それぞれ所得割率、均等割額、平等割額が設定されております。

表では、北海道から示されている令和12年度までに統一する保険料率を①、令和7年度時点の現行税率を②として示しておりまして、この表は、その差を比較したものととなります。

左の欄の「医療分」の黒の太枠欄をご覧ください。はじめに、所得割率は、統一保険料率が8.60%で、現行税率が6.98%ですので、統一保険料率の方が1.62%高くなっております。次に、均等割額は、統一保険料率が2万9,743円で、現行税率が2万5,800円と、統一保険料率の方が3,943円高くなっております。

次に、平等割額は、統一保険料率が2万9,281円で、現行税率が3万100円と、統一保険料率の方が819円低くなっております。

同様に見ていただくと、「後期高齢者分」、「介護分」の差をそれぞれ黒の太枠欄に記載しております。

現時点では、医療分の平等割額を除く全ての税率において、統一保険料率の方が高くなっております。令和12年度からの統一保険料水準の統一を見据え、被保険者の急激な保険税の負担増とならないよう、段階的に保険料率の見直しを行うこととしたところであります。

4 ページになります。

「国保税率の改正イメージ図」になります。吹き出しに記載のとおり、令和8年度も昨年度に引き続き税率を引き上げ、令和9年度以降は、北海道から示される納付金額に応じて税率改正を検討しようとするものでありますが、引き上げを行う場合は、急激な負担増とならないよう、段階的に引き上げる想定であります。

なお、令和9年度以降の税率改正の検討に当たりましては、一番下の※印に記載のとおり、統一保険料率は、毎年、北海道において被保険者数や医療費推計を行い、必要な納付金額を算定することとなるため、今後、統一保険料率に変更となる可能性が高いことから、毎年度税率改正の検討を行うとするものであります。

5ページになります。

「令和8年度税率改正及び9年度以降の税率試算」についてであります。ここでは、試算に当たっての基本的な考え方をお示ししております。はじめに、黒の点線枠内に記載しています【考え方】の一つ目の項目をご覧ください。

被保険者数は、これまでの総人口に占める国民健康保険被保険者加入率を勘案し、幕別町人口ビジョンの将来人口推計に国保加入率を乗じて算出しております。

二つ目の項目をご覧ください。所得については、令和8年度の保険税算出に当たっては令和7年中の所得を用いておりますが、令和6年中と令和7年中の所得は、被保険者数の減少に応じて微減としております。

三つ目の項目をご覧ください。統一保険料率と現行税率に乖離がある医療分の所得割率、均等割額、後期高齢者支援金等分の所得割率、均等割額、平等割額、介護分の所得割率について、統一保険料率に合わせるよう5年かけて段階的に引き上げるものであります。

なお、医療分の平等割額は段階的に引き下げ、介護分の均等割額、平等割額は最終年度で調整を行うものであります。

6ページ及び7ページになります。

「統一保険料へ向けた税率改正予定」であります。6ページは、昨年度、北海道から示された令和7年度の統一保険料率で試算した税率を示したものとなります。7ページは、今回新たに北海道から示された令和8年度の統一保険料率をもとに試算した結果となっております。昨年度と比較して医療分の均等割を除き、統一保険料率が引き下げられており、今後の税率改正予定も昨年度と比較して上げ幅が緩やかになっております。

7ページ上段の医療分である基礎課税額の表をご覧ください。令和6年度と令和7年度の欄はすでに適用されている現行税率を示しております。令和12年度の欄が北海道から示されている統一保険料率となりますが、5年かけて段階的に統一保険料率に合わせるものであり、表の下に計算式に記載のとおり、所得割率は0.32%、均等割額は800円を毎年引き上げ、平等割額は100円を毎年引き下げようとするものであります。

次に、中段の後期高齢者支援金等課税額の表をご覧ください。表の下に計算式に記載のとおり、所得割率は0.02%、均等割額は300円、平等割額は100円を毎年引き上げようとするものであります。

次に、下段の介護納付金課税額の表をご覧ください。表の下に計算式に記載のとおり所得割率を0.08%毎年引き上げようとするものであります。均等割額と平等割額は、現行税額と統一保険料率に差がほとんどありませんので、令和12年度に均等割額は27円、平等割額は122円を引き上げて調整いたします。

8ページになります。

「子ども・子育て支援納付金について」であります。先ほど資料1でご説明しました令和8年度から開始されます「子ども・子育て支援納付金」の課税額となります。

子ども・子育て支援納付金の税率については、全道統一の保険料率となり、表にありますとおり、北海道が示す統一保険料率については、所得割が0.29%、均等割額が1,000円、18歳以上均等割額が100円、平等割が1,000円となります。当該支援金の賦課方式は「18歳未満被保険者」と「18歳以上被保険者」で異なり、「18歳未満被保険者」は均等割が10割軽減され、最終的に均等割は賦課されませんが、「18歳以上被保険者」は均等割の他、18歳以上均等割が賦課されることとなります。

なお、令和8年度は子ども・子育て支援納付金として1,779万8千円を当初予算に計上しております。また、国保税を算定する際には、低所得者に対する軽減（7割・5割・2割）や課税限度額（3万円）が適用されます。

9ページになります。

「改正後税率試算による基金残高の推移」についてであります。このグラフは、表の左側に記載しております0のラインより下向きの棒グラフが基金取崩額を、上向きの棒グラフが基金積立額を、折れ線グラフは決算年度末基金残高を示しております。令和8年度までは税収不足分を基金から取り崩しながら運営し、9年度以降は黒字に転じる試算となりました。

最後10ページになりますが、昨年度試算時点との違いとして、令和7年度の基金取崩額を当初予算計上額から決算額に、令和8年度の基金取崩額を当初予算計上額にそれぞれ修正しております。また、令和9年度以降は、北海道における被保険者数の減少、保険給付費の減少等により、保険料収納必要額（納付金）の減少幅が大きくなる見込みであることから、基金積立額を増と試算している所であります。

以上が、「幕別町国民健康保険税の税率について」の説明となります。

続きまして、今回の改正の3点目、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の見直しについてご説明いたします。

資料3「国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の見直しについて」をご覧ください。

1点目は、国民健康保険税の課税限度額の見直しについてであります。

国民健康保険税につきましては、被保険者の納付意欲に与える影響や制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、国が被保険者の保険税負担に一定の限度額を設けております。

国民健康保険税の課税限度額につきましては、平成25年8月に公表された社会保障制度改革国民会議報告書の中で「国民健康保険において、相当の高所得の者であっても保険料の賦課限度額しか負担しない仕組みとなっていることを改めるため、保険料の賦課限度額を引き上げるべき」と記されており、毎年、国において課税限度額の見直しが行われております。このたび、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年4月1日に施行されたことに伴いまして、幕別町国民健康保険税条例の改正を行おうとするものであります。

はじめに、改正内容についてであります。

資料3の「2 改正内容」の「① 国民健康保険税の課税限度額の引上げについて」をご覧ください。基礎課税額の課税限度額を「66万円」から「67万円」に引き上げるものであります。

次に、課税限度額の見直しに伴う影響額についてであります。

「3 影響額」、「① 国民健康保険税の課税限度額の引上げについて」の「基礎課税額の課税限度額の引上げ」をご覧ください。令和8年3月末現在の被保険者の状況を基に試算いたしました結果、改正前限度額を超過する213世帯のうち、210世帯が改正後限度額を超過することとなるため、増額分1万円×210世帯で210万円の増額、改正後限度額を超過しない

世帯が3世帯で影響額は1万8,124円の増額、合わせて211万8,124円の増額となります。

2点目は、国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しであります。

国民健康保険税は、被保険者の保険税負担能力に応じて賦課される応能分と、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分から構成されております。世帯の所得が一定額以下の場合には、応益分である均等割と平等割の7割、5割、2割を軽減しておりますが、この軽減を行うにあたっての世帯の判定所得は地方税法施行令で規定する金額と同額としております。国は、医療費の増嵩が続く中で高所得者に応分の負担を求め、一方で、昨今の経済動向等を考慮し、軽減対象者の割合が縮小しないよう、中間所得者層に配慮した見直しを行ったところであり、本町においても、施行令の改正内容と同様の条例改正を行おうとするものであります。

はじめに、改正内容についてであります。

ページ中段の「2 改正内容」の「② 国民健康保険税の軽減判定所得について」をご覧ください。現行条例第26条第1項は、国民健康保険税の減額、いわゆる7割軽減、5割軽減、2割軽減について規定しております。

1つ目は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準について、被保険者に乗ずる金額「30万5千円」を「31万円」に引き上げるもの、2つ目は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準について、被保険者に乗ずる金額「56万円」を「57万円」に引き上げるものであります。

次に、国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しに伴う影響額についてであります。

「3 影響額」の「② 国民健康保険税の軽減判定所得について」をご覧ください。

こちらで課税限度額の見直しに伴う影響額と同様に、令和8年3月末現在の被保険者の状況を基に試算いたしました結果を表に記載しております。すべての影響額を合わせると、表の左から4列目、影響額(B-A)欄の一番下になりますが、黒枠で囲っておりますとおり、44万4,360円が減額となる見込みであります。

なお、課税限度額の引上げ分と合わせた影響額は、資料の最下段に記載のとおり、167万3,764円となります。

ただし、これらの試算につきましては、令和6年中の所得等によるものでありまして、令和8年度の保険税は、令和7年中の所得等を用いて計算することとなりますので、実際の影響額は変わることをご理解いただきますようお願いいたします。

以上が、今回の改正に関わる概要となります。

それでは、議案書は7ページから、資料は、資料4「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表」の1ページをご覧ください。

新旧対照表の右側改正条例の欄の下線を引いている箇所をご覧ください。

条例第2条第1項第1号及び第4号は、現行の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額に加えて、新たに「子ども・子育て支援納付金課税額」を追加するものであります。

2ページになります。

新旧対照表の上から2行目、前のページから引き続く条例第2条第2項は、基礎課税額の課税限度額を「67万円」に改めるものであります。次に第5項は、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を「3万円」と定めるものであります。

次に第3条第1項と第5条、3ページになりますが、第6条は、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額、均等割額、平等割額を先ほどご説明しました保険料率に改め

るものであります。なお、第6条に「特定世帯」「特定継続世帯」とありますが、例をあげて説明しますと、「特定世帯」とは、それぞれ国保に加入されているご夫婦二人暮らしの世帯が、どちらか一方が75歳に到達し後期高齢者医療制度へ移行し、国保加入者が1人になってしまった世帯を「特定世帯」といい、平等割を5年間2分の1に減額するという制度です。

「特定継続世帯」は特定世帯の状態が5年間経過し、引き続き国保加入者が1人の場合は「特定継続世帯」となり、平等割を3年間、4分の3に減額するという制度となります。

次に第7条と第9条及び第10条は、後期高齢者医療支援金等課税額の所得割額、均等割額、平等割額を先ほどご説明しました保険料率に改めるものであります。

4ページになります。

第11条は、介護納付金課税被保険者に係る所得割額を規定しており、所得割率を「100分の1.67」に改めるものであります。次に第15条から第18条は、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、均等割額、18歳以上均等割額、平等割額を規定しており、先ほどご説明しました全道統一の保険料率を定めるものであります。

8ページまでお進みください。

前のページから引き続く第30条第1項は、国民健康保険税の減額について規定しており、子ども・子育て支援納付金課税額に係る規定を新たに加えております。

次に9ページの下から9行目になりますが、第2号は、5割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定時の被保険者数に乗ずる金額を「31万円」に、続いて10ページの下段になりますが、第3号は、2割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定時の被保険者に乗ずる金額を「57万円」に改めるものであります。

次に11ページの一番下の行になります。

第30条第2項は、未就学児の均等割額に係る減額についての規定、12ページになりますが、下から6行目の第30条第3項は、出産被保険者の所得割額、均等割額に係る減額についての規定となりますが、それぞれ、子ども・子育て支援納付金課税額に係る規定を新たに加えております。

次に13ページの下から9行目、第30条第4項は、18歳未満被保険者の子ども・子育て支援納付金額の均等割額に係る減額について新たに規定しており、18歳未満被保険者については、均等割額が10割減額されるというものとなります。

以上が、本日ご説明してまいりました条例改正の内容となっております。

なお、今回の条例改正に合わせまして、条項のずれの整理や文言の整理を行っておりますが、ここでの説明は省略させていただきますのでご了承ください。

それでは最後に、議案書13ページをご覧ください。

附則についてであります。第1項は、施行期日を規定しております。本条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する、とするものであります。

第2項は、適用区分について規定しております。この条例による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による、とするものであります。

以上で、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

(横山会長)

ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見等はございますか。

(質疑なし)

(横山会長)

子ども子育て支援金制度については、支援金が充てられる事業がもう始まっていることもあり、幕別町だけできませんということにはならないので、これはやむを得ないのかなという気がします。宮本委員どうですか。

(宮本委員)

国民の負担が増えるだけではなく、給付されるものの拡充もあればいいなと思います。

(横山会長)

本当にそのとおりですね。他ございませんか。幕別町単独で決められるものっていうのは、限られますので、例えば令和12年度の保険料統一にしても、幕別町はやりませんということにはならないですし、歳入不足分を一般会計の方から繰り入れるっていうような方法もできませんので、やむを得ないなというところかなと思います。

どうでしょうか。諮問のありました幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(横山会長)

それでは、議案第3号については原案のとおり承認することといたします。

(事務局より答申案配布)

(横山会長)

ただいま、答申案をお手元に配布いたしました。このとおり明日、町長へ答申いたします。これですべての案件について審議は終了いたしました。そのほか、事務局から何かありますか。

(佐々木課長)

次回の開催日につきましては、今後、制度改正などの動きを見ながら、事務局より日程調整をさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

(横山会長)

それでは、本日の協議会は終了とさせていただきます。お疲れさまでした。